

公 告

農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第8項の規定により、次のとおり公告・縦覧する。

令和7年 3 月 27 日

時津町長 山上 広信



1 地域計画を作成した地区

- (1) 子々川地区 (2) 日並地区 (3) 西時津地区